

入 札 説 明 書

令和 8 年 7 月 1 6 日
都市建設部建築住宅課

- 1 工 事 名 狭山市本庁舎低層棟北側污水管等改修工事
- 2 工事場所 狭山市入間川 1 丁目 2 3 番 5 号
- 3 工 期 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 工事概要
 - ・ 污水排水管、雑排水管、通気管、給水管の一部更新・撤去
 - ・ 上記に伴う建築解体工事及び復旧工事
- 5 施工上の諸注意
 - ・ 工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
 - ・ 工事の実施に際しては市担当者及び施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
 - ・ 周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
 - ・ 資材置場等については、監督員と協議の上決定すること。
 - ・ 騒音、振動作業時は原則閉庁日作業とし、来庁者の安全に配慮すること。閉庁日以外で作業する場合は監督員・関係各所と協議のうえ行うこと。
 - ・ 庁舎業務は通常とおりの運営となるため、本庁舎運営上支障とならないよう十分に配慮すること。
- 6 その他
 - ・ 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
 - ・ 本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。
- 7 設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 回 答
 - 質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
 - 受付日時 令和 8 年 7 月 2 2 日（水） 午前 1 0 時まで
 - 回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。
 - 回答日時 令和 8 年 7 月 2 7 日（月） 午前 1 0 時から